

### 対象となる地域

過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する地域 **その他の交通が著しく不便な地域**

### 実施主体（申請できる主体）

NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会、**権利能力なき社団**



### 対象旅客の範囲（運送できる旅客）

- 交通空白地有償運送を実施する団体において**会員登録を受けた者**であって、当該**対象地域内の住民及びその親族**、その他当該地域内において**日常生活に必要な用務を反復継続して行う者**及びその**同伴者**
- 当該地域の交通が著しく不便であることその他交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを**市町村長が認めた場合**、**名簿に記載されていない来訪者又は滞在者のうち当該地域内においても日常生活に必要な用務を反復継続して行う者でない者**も対象とできる

### 旅客から収受する対価の水準

- 運送の対価は、当該地域における**タクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内**であること
- 運送の対価以外の対価（迎車料金や待機料金など）は、**実費の範囲内**であること 等々

## 主な要件

### ➤ 運送の区域

- ・ **市町村の長が主宰する運営協議会の協議が調った市町村を単位とし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあること**
- ・ 交通空白状況に対応するため、運営協議会における合意に基づき、**運送の区域を市町村の一部の区域に限定することも可能**

### ➤ 使用できる車両

- ・ 団体が所有する自家用自動車及びボランティア個人の持ち込みの自動車（原則として乗用タイプの自動車のみ）

### ➤ 運転者の要件

- ・ 第二種運転免許を有している者
- ・ **第二種運転免許を有していない場合にあっては、国土交通大臣が認定する講習を修了している者**

### ➤ 損害賠償措置

- ・ 対人8,000万円、対物200万円以上の任意保険等に加入していること

# 自家用有償旅客運送について 1

## 1. 自家用有償旅客運送について

### 1. 自家用有償旅客運送とは

地域における移動手段の確保は、重要な課題です。

まず、そのための手段として、道路運送法の許可を受けたバス・タクシーといった既存の交通事業者の活用を十分に検討する必要があります。

その上で、既存のバス・タクシー事業者による輸送サービスの提供が困難な場合には、地域の関係者による協議を経た上で、道路運送法の登録を受け、必要な安全上の措置が講じられた「自家用有償旅客運送」を活用することとなります。

また、これらによりがたい場合には「道路運送法の許可又は登録を要しない運送」により移動手段を確保しているケースもあります。

地域における移動手段の確保にあたっては、地域の実情に応じ、関係者が十分な協議を経て、適切な役割分担のもと、持続可能な移動手段が確保されることが重要です。

以上のとおり、自家用有償旅客運送は、バス・タクシー事業者によることが困難な場合に、移動手段確保の役割を担う、重要な制度として位置づけられています。

## 2. 自家用有償旅客運送を実施する者

- ・ 自家用有償旅客運送は以下の団体等が主体となって実施することができます。

- ・ 市町村
- ・ NPO法人
- ・ 一般社団法人又は一般財団法人
- ・ (地方自治法に規定する) 認可地縁団体
- ・ 農業協同組合
- ・ 消費生活協同組合
- ・ 医療法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 商工会議所
- ・ 商工会
- ・ 営利を目的としない法人格を有しない社団

### 自家用有償旅客運送の種類

交通空白地  
有償運送

福祉  
有償運送

#### 【自家用有償旅客運送】

- ・ バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービス。
  - ・ 旅客から收受する対価は実費の範囲内(※)。
- (※) ガソリン代・道路通行料・駐車場料金のほか、人件費・事務所経費等の営利を目的としない妥当な範囲内

# 自家用有償旅客運送について 2

## 3. ニーズに応じた自家用有償旅客運送の種類

- 地域の移動ニーズに応じて、適切な種類の自家用有償旅客運送の導入を検討しましょう。

### 地域の移動ニーズ

「バス・タクシー事業者のサービス提供が困難な地域において、住民等」が外出するための移動手段を確保したい

### 交通空白輸送を行う 自家用有償旅客運送

#### 交通空白地 有償運送

市町村やNPO法人等が、交通空白地において、当該地域の住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送を行うもの

(バス・タクシー事業者が運行管理や車両整備管理に協力する「事業者協力型自家用有償旅客運送」や、実際の運行を事業者に委託することもできる)

### 地域の移動ニーズ

「単独ではタクシー等の公共交通機関を利用できない身体障害者等」が外出するための移動手段を確保したい

### 福祉輸送を行う 自家用有償旅客運送

#### 福祉 有償運送

市町村やNPO法人等が、単独で公共交通機関を利用できない身体障害者等を対象に、原則、ドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの

(バス・タクシー事業者が運行管理や車両整備管理に協力する「事業者協力型自家用有償旅客運送」や、実際の運行を事業者に委託することもできる)

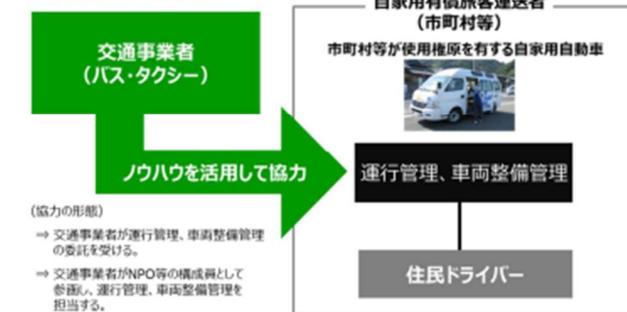
## 4. 事業者協力型 自家用有償旅客運送

- 道路運送法の改正により、令和2年11月から、運行管理や車両の整備管理について一般旅客自動車運送事業者(バス・タクシー事業者)が協力する「事業者協力型自家用有償旅客運送制度」が創設されました。
- 持続可能な移動手段確保のため、輸送の安全確保にノウハウのあるバス・タクシー事業者の協力を得て自家用有償旅客運送を導入することも検討しましょう。

### (制度創設の趣旨)



### (制度のイメージ図)



### 【制度概要】

- 制度のねらい 制度活用により、次のことが期待されます。  
 (利用者)バス・タクシー事業者が、運行管理、車両整備管理に協力することで、より安心、安全なサービスを受けることが可能となります。  
 (運送主体)運行管理等に関する業務負担の軽減や運行ノウハウの活用を図ることが可能となります。  
 (バス・タクシー事業者)委託費の確保等による収入面での向上が期待できます。

- 「協力」の方法  
 ・事業者協力型 自家用有償旅客運送でバス・タクシー事業者が協力する事項は、運行管理、車両整備管理です。  
 ・運送主体から委託を受ける等により、実際に、協力するバス・タクシー事業者の運行管理者等が、運行管理の責任者、整備管理の責任者として選任され、業務を行う必要があります。

- 登録の有効期間  
 ・事業者協力型自家用有償旅客運送として新たに登録を受ける場合や、重大事故を引き起こしていない等の一定要件を満たす場合の登録の有効期間は、5年です。

- 事業者協力型 自家用有償旅客運送における事故時の責任関係について  
 ・運行中に生じた事故等によって生じた第三者に対する損害賠償責任の内部的な負担割合を明確にするため、「事業者協力型自家用有償旅客運送における事故時の責任関係に係るガイドライン」を参照し、損害賠償責任の内部的な負担割合や、協力事業者の業務について明確化しておくことが望まれます。

# 自家用有償旅客運送について 3

## 5. 自家用有償旅客運送の登録の流れ

- ・ 自家用有償旅客運送の登録は、以下の①②の流れで進めます。

### ①地域における関係者の協議

地域公共交通会議、運営協議会等

- ・ 自家用有償旅客運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価に関する事項
- ・ 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うか否かに関する事項
- ・ その他自家用有償旅客運送に関し必要となる事項

### ②道路運送法に基づく登録

【登録申請先】

- ・ 当該地域を管轄する運輸支局等  
(市町村又は都道府県に権限が移譲されている場合は、当該市町村又は都道府県)

※登録の有効期間は2年

(重大事故を引き起こしていない等の一定要件を満たす場合の更新登録の有効期間は3年)

(事業者協力型自家用有償旅客運送として新たに登録を受ける場合や、重大事故を引き起こしていない等の一定要件を満たす場合の更新登録の有効期間は5年)

### ○「検討プロセス」の活用

- ・ 「地域公共交通会議及び運営協議会の設置並びに運営に関するガイドライン」において、関係者間で協議する方法の一つとして、「検討プロセス」が示されています。
- ・ この検討プロセスでは、次の考え方が示されています。会議の設置要綱に盛り込み、関係者が円滑に協議を行うために活用することができます。

バス・タクシーの活用を検討するため、まずはバス・タクシー事業者に、地域の移動ニーズに対応した交通の導入について提案を求めると

- 地域の具体的な移動ニーズをもとに協議
- 自家用有償旅客運送の提案をもとに協議 等

①交通事業者（バス・タクシー）に対し、地域の移動ニーズに対応した交通（乗合タクシー等）の導入について提案を求める

バス・タクシー事業者からの具体的な提案に対して、最長4ヶ月協議を行い、協議が調わない場合や、最長2ヶ月間で具体的な提案がなされなかった場合には、バス・タクシー事業者によることが困難であることについて、協議が調ったものとみなすこと

①交通事業者（バス・タクシー）に対し、地域の移動ニーズに対応した交通（乗合タクシー等）の導入について提案を求める

【最長2ヶ月】

具体的な提案あり

具体的な提案なし

②提案内容について協議

※地域の移動ニーズへの対応の可否という観点を中心に協議

【最長4ヶ月】

協議が調う

協議が調わず

※提案内容が地域の移動ニーズに対応していると認められないとき等

交通事業者（バス・タクシー）によることが困難であることについて協議が調ったものとみなす

# 自家用有償旅客運送について 4

## 地域交通の検討プロセスに関するガイドライン（地域公共交通会議等）

